

木造住宅除却工事費 補助制度のご案内

令和8年4月から補助対象が平成12年5月31日以前の建築基準法による耐震設計基準に基づいて建築されたものに拡充されました！！

1. 手続き期間

- ・申請期間 4月1日～翌年1月末日
- ・完了報告期限 2月末日（撤去工事が完了したら速やかに完了報告書を提出のこと）

※当該年度内に申請～完了までを行う事業に限ります。

事後申請はできません。必ず事前に申請し、交付決定後に契約・着手してください。

2. 補助金額

【除却工事補助】

（一戸建て住宅）※昭和56年5月31日以前の基準のものは+5万円

定額 **40万円** （以下の条件を満たすことにより最大 **60万円**）

- ①除却後、申請者又はその親族が市内事業者による建替工事をする場合 **+10万円**
- ②除却後、申請者又はその親族の子育て世帯が建替工事をし、1年以内に居住する場合 **+10万円**
（義務教育終了前の子どもがいる世帯）

（長屋・共同住宅）※昭和56年5月31日以前の基準のものは+5万円/戸（1棟最大125万円）

一戸当たり**20万円**（最大**100万円**）※建替えによる上乗せはありません

【ブロック塀等撤去補助】

道路・公園に面する高さ80cm以上の塀がある場合、その全てを60cm以下に下げる必要がありますが、その撤去については以下のとおり補助金額の上乗せが可能です。

塀の撤去面積1㎡あたり**1万3千円**（最大**300万円**※）【千円未満は切捨て】

ただし、撤去費用が上記の金額を下回る場合は撤去費用が補助金額

※13,000円/㎡の計算額が100万円を超える場合、計算方法が以下のとおりになります。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (1) 計算額が100万円を超え500万円以下の場合 | (2) 計算額が500万円を超える場合 |
| 100万円+0.5×(計算額-100万円) | 300万円 |

【具体例】

- ・一戸建て住宅の除却（昭和56年5月31日以前の基準のもの）
- ・ブロック塀の撤去（幅6m×高さ1.2mの塀）
- ・除却後に申請者の長男が高槻市内の工務店を利用して建替え工事を予定
- ・申請者の長男の子が小学生
- ・見積金額200万円（住宅除却費用150万円、ブロック塀撤去費用10万円、その他40万円）

【除却工事補助】 45万円+10万円（市内事業者）+10万円（子育て世帯）=65万円

【ブロック塀撤去補助】 撤去面積：6m×1.2m=7.2㎡ 7.2㎡×13,000円=93,600円・・・①
撤去費用：100,000円・・・②

①<②のため 補助金額：93,000円【千円未満は切捨て】

【補助金額】 除却工事補助650,000円+ブロック塀撤去補助93,000円=743,000円

3. 対象要件

- ① 原則として、平成12年5月31日以前の建築基準法による耐震設計基準で建築された木造住宅
- ② 住宅の用途が一戸建て住宅、長屋、又は共同住宅
- ③ 耐震診断の結果が以下のいずれかのもの

(昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前の基準のものは「a」に限ります)

- a. 一般診断法または精密診断法の評点が1.0未満であるもの（耐震診断技術者による診断）
 - b. 容易な耐震診断調査票で倒壊の危険性があると判断されたもの（長屋・共同住宅の場合）
 - c. 簡易自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の評点が7以下のもの（一戸建住宅の場合）
- ④ これまでに耐震改修の補助を受けていないもの
 - ⑤ 法人所有でないもの
 - ⑥ 所有者の直近の課税所得金額が507万円以下であること
 - ⑦ 住宅の全てを除却する工事
 - ⑧ 道路や公園に面する道路からの高さが80cm以上のブロック塀等を60cm以下にする工事
 - ⑨ 建設業の許可、又は建設リサイクル法の登録（大阪府）のある業者による除却工事
 - ⑩ 原則建物の所有権登記がされており、申請者が所有者である確認ができること

4. 申請書類の提出方法

以下の方法での申請を受付しております。

(1) 簡易電子申し込み【HP】 推奨

申請はインターネットからの申込になります。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12485

利用者登録後に必要書類を全て添付して、申請をしてください。

申し込み時に審査指導課代表メールアドレスをご案内致します。

申請後の書類の修正、追加資料の提出、完了報告書の提出については、ご登録いただいたメールアドレスから審査指導課代表メールアドレスにご送付ください。



(2) 補助金窓口への直接持参

受付場所：高槻市役所本館 6階 都市創造部審査指導課

受付日時： 平日 午前8時45分～12時00分 午後1時00分～5時15分

(3) 郵送

送付先：〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 都市創造部 審査指導課 補助金担当

5. その他 注意事項

- ・撤去工事の契約及び着手をしていないこと。契約や撤去工事が済んでいる場合、補助が出来ません。
- ・ブロック塀等の撤去は補助金の上乗せの有無に関わらず、補助の要件となります。
- ・申請後に木造住宅の撤去を取り止めて、単独のブロック塀等の撤去工事へ変更は出来ません。



補助制度の案内・様式はこちらからもダウンロードできます

耐震事業者情報提供制度はコチラ



問い合わせ先

高槻市 都市創造部審査指導課 補助金担当

TEL：072-674-7567 FAX：072-661-7008

申請の流れ



除却工事費補助金の交付申請の提出書類

□ 必須 △ 【】に該当する場合

必要書類	
補助金申請	<ul style="list-style-type: none"> □ 木造住宅除却工事補助金交付申請書（様式第1号） △ 委任状【申請者以外が手続きを行う場合】 □ 申請者の住所の分かる本人確認書類の写し 課税証明書、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等 □ 付近見取り図（住宅地図、インターネット等で取得できる地図に該当地を目印したもの） □ 登記事項証明書（建物、全部事項証明）の写し（おおむね3か月以内に取得したもの） 建築年、構造、所有者等が分かるもの □ 課税証明書（直近の課税所得金額がわかるもの）又はその写し 申請者の住所地の市区町村で取得可（高槻市内在住の場合は税制課窓口） □ 耐震診断結果のわかる以下のもののうちいずれか <u>（昭和56年6月1日～平成12年5月31日以前の基準のものは「a」に限る）</u> <ul style="list-style-type: none"> a. 耐震診断結果報告書（評点1.0未満）※耐震診断技術者による診断書 b. 容易な耐震診断調査票（倒壊の危険性があると判断されたもの）【長屋・共同住宅】 c. 簡易自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）（7点以下）【一戸建住宅】 □ 建設業法の許可証または建設リサイクル法による登録証（大阪府）の写し □ 除却工事費用の見積書の写し（申請者名義で、上記許可証等をもつ業者発行のもの） □ 現況写真（撮り方は5ページ参照） △ 誓約書【所有者が複数いる場合】 △ 売買契約書の写し【売買により登記上の所有者と申請者が異なる場合】 <u>※売買契約における支払いが完了している必要があります</u> 【建替えによる＋10万円補助を申請する場合】 <ul style="list-style-type: none"> □ 新築工事における建築工事請負契約書の写し（未契約の場合は見積書） △ 世帯全員の住民票の写し又はその写し【子育て世帯による増額を申請する場合】 （義務教育終了前の子の年齢確認のため） △ 戸籍謄本又はその写し【親族が建て替える場合】（申請者との続柄確認のため） 【ブロック塀等撤去補助を併せて申請する場合】 <ul style="list-style-type: none"> □ 現況概略図（8ページ参照） □ ブロック塀等撤去費用の見積書の写し（現況概略図で計算した面積と撤去面積を記入） □ 補助金交付に係る誓約書（別記様式第1号－2） □ 点検表（コンクリートブロック塀は点検表1、その他の構造の塀は点検表2） 【所有者が死亡している場合】 <ul style="list-style-type: none"> □ 遺産分割協議書の写し（遺産分割協議をしていない場合は①と②の両方） <ul style="list-style-type: none"> ①所有者の除籍謄本又はその写し ②相続人全員の所有者との関係が分かる書類（戸籍謄本等）及び相続人全員の同意書
完了報告	<ul style="list-style-type: none"> □ 木造住宅除却工事完了報告書（様式第7号） □ 契約書又は請求書の写し（明細の分かるもの）（申請者名義で許可証の業者発行のもの） □ 領収書等の写し（申請者名義で解体工事業許可証等をもつ業者発行のもの） □ 工事後の写真（申請時と同じ位置と角度） □ 木造住宅除却工事補助金交付請求書（様式第9号） <ul style="list-style-type: none"> ・補助金確定後に提出する書類ですが、完了時にお預かりいたします。 そのため、様式右上の<u>日付は記入しないで下さい。</u> △ 建築工事請負契約書の写し（補助金増額にあたり、申請時に未契約のため見積書を提出した場合）

申請内容に変更があった場合：完了報告までに変更承認申請書（様式第5号）を提出すること。

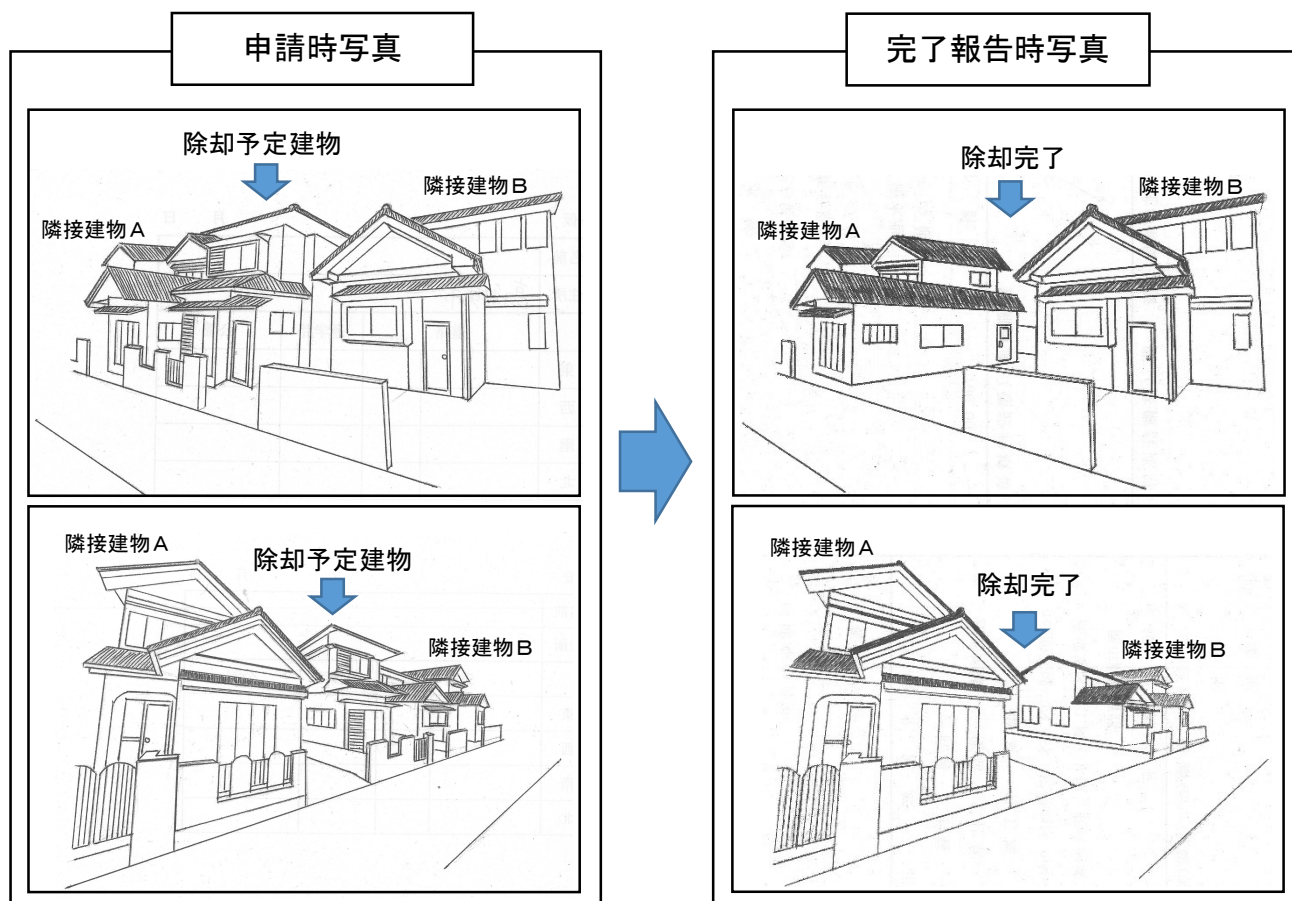
申請を取り下げする場合：速やかに取下げ申請書（様式第4号）を提出すること。

☆写真の撮り方について（除却工事）

- ①申請時と完了報告時の写真は**同じ位置と角度**で写真を撮ってください。
- ②必ず除却する建物と一緒に**隣の住宅等、周囲の風景**を写してください。

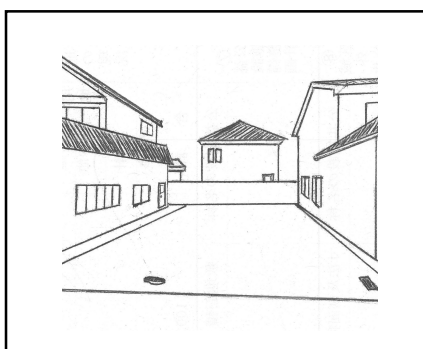
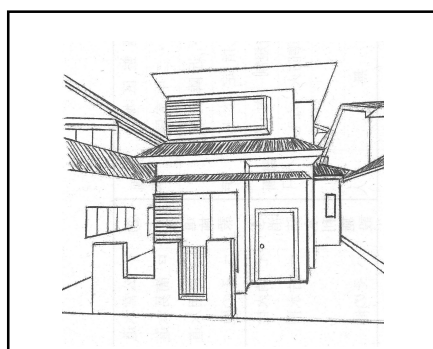
良い例

- ・隣接する住宅等が写っており、同じ位置と角度で撮影され、補助申請建物が除却されたことが明確になっている。



悪い例

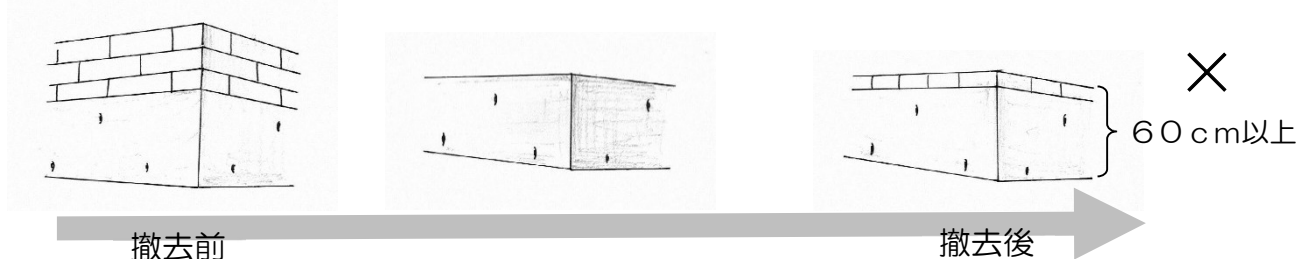
- ・補助申請建物だけが撮影されていたり、周囲の状況がほとんど撮影されていない、また別の角度や位置で撮影され、補助申請建物が除却されたことが写真で判別できない。



**解体されたことは
分かりますが、
場所が特定でき
ないため
不可！！**

☆撤去後のブロック積みについて（ブロック塀撤去補助制度利用の場合）

塀を撤去したあと、道路面から60cmを超える高さにブロックを積むと補助金は交付されません。特に擁壁の上にあるブロック塀を撤去する場合、撤去後のフェンスの新設工事の際、基礎ブロックを置く事は出来ませんのでご注意ください。



☆残置できる門柱について

自立した門柱は残すことが可能です。

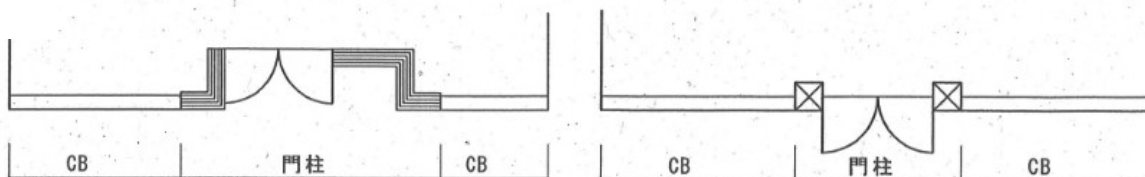
門柱とは：門の両サイドにある柱（インターホン、表札、ポストがあるもの）

独立し、安定している門柱は補助対象外とし、存置してよい。

★独立（以下の要件どちらか満たす）

- ①他のものから離れて、別になっていること
- ②材料、仕上げ、高さなどが違う

例)



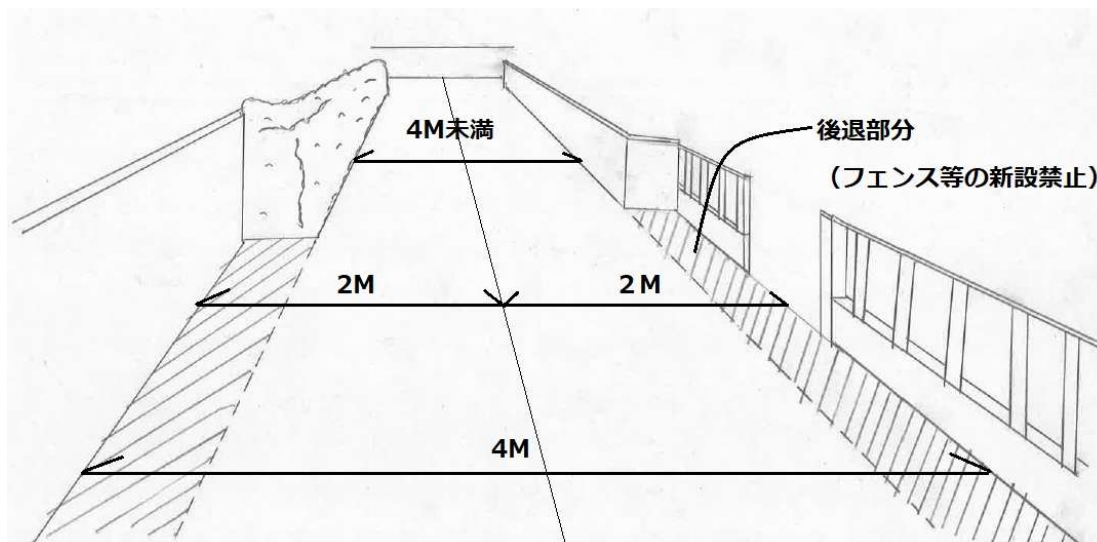
☆前面道路が狭い場合について（建築基準法第42条第2項道路）

前面の道路が建築基準法の第42条第2項道路に指定されている場合、特別な理由が無い限り、原則、道路面までの全てのブロック塀の撤去が必要です。

また、撤去後に元の塀があった同じ位置にフェンス等の外構を設置できない場合がありますので、フェンスの新設等を検討されている場合は、事前にご相談下さい。

※第42条第2項道路とは

市が指定した幅員が4m未満の道路。建替え等の際に道路が4m確保できるよう敷地を後退する必要があり、後退部分には、塀等を設置することが法で禁止されている。

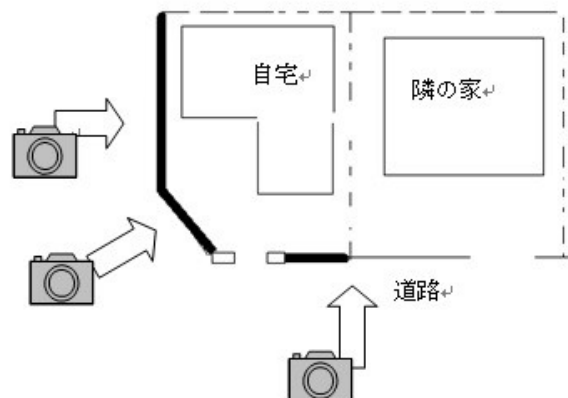


☆写真の撮り方について（ブロック塀）

- ① 塀の有無に関わらず、**道路・公園に面している全ての面の写真**を添付してください。
（撤去対象となるブロック塀等の有無を確認するためです）
- ② 申請時と完了報告時の写真は**同じ位置と角度**で写真を撮ってください。
- ③ 完了報告書に添付する写真は、撤去後にフェンスの新設工事等がある場合についても、**新設前の撤去完了時点の写真**を提出して下さい。

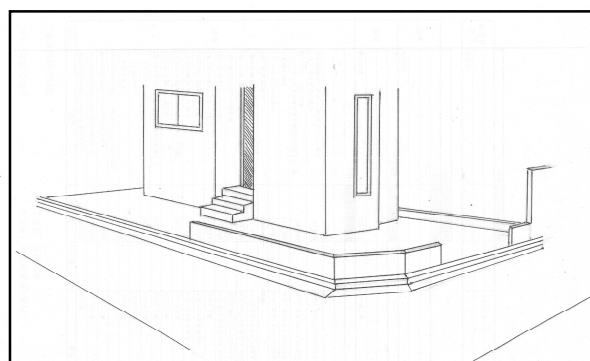
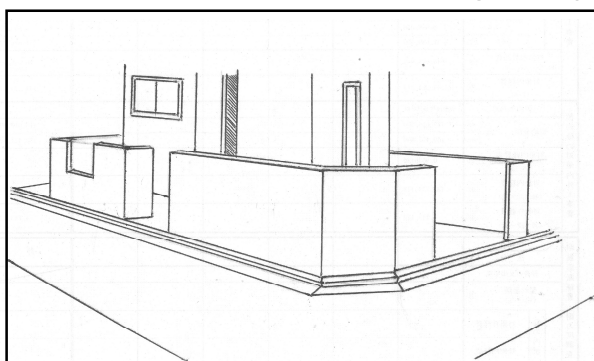
注意

道路や公園に接する面は
ブロック塀等の有無にかかわらず全ての面を
撮影してください



良い例

- ・道路や公園に面する全ての面の写真が添付され、補助対象のブロック塀等の有無や全体像が明確になっている。また隣接する構造物等が入っており、範囲が明確になっている。

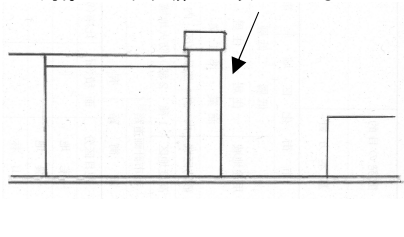


悪い例

- ・撤去予定のブロック塀部分しか映っておらず、他の補助対象のブロック塀等の有無や全体像が不明確。また撤去後の写真も部分的で、対象のブロック塀等が撤去されたことが写真で判別できない。

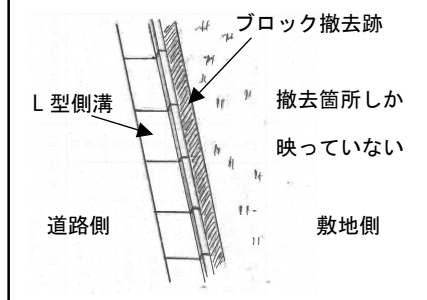
他の面は??

対象ブロック塀しか映っていない



どこを撤去した??

ブロック撤去跡
撤去箇所しか映っていない
敷地側
L型側溝
道路側

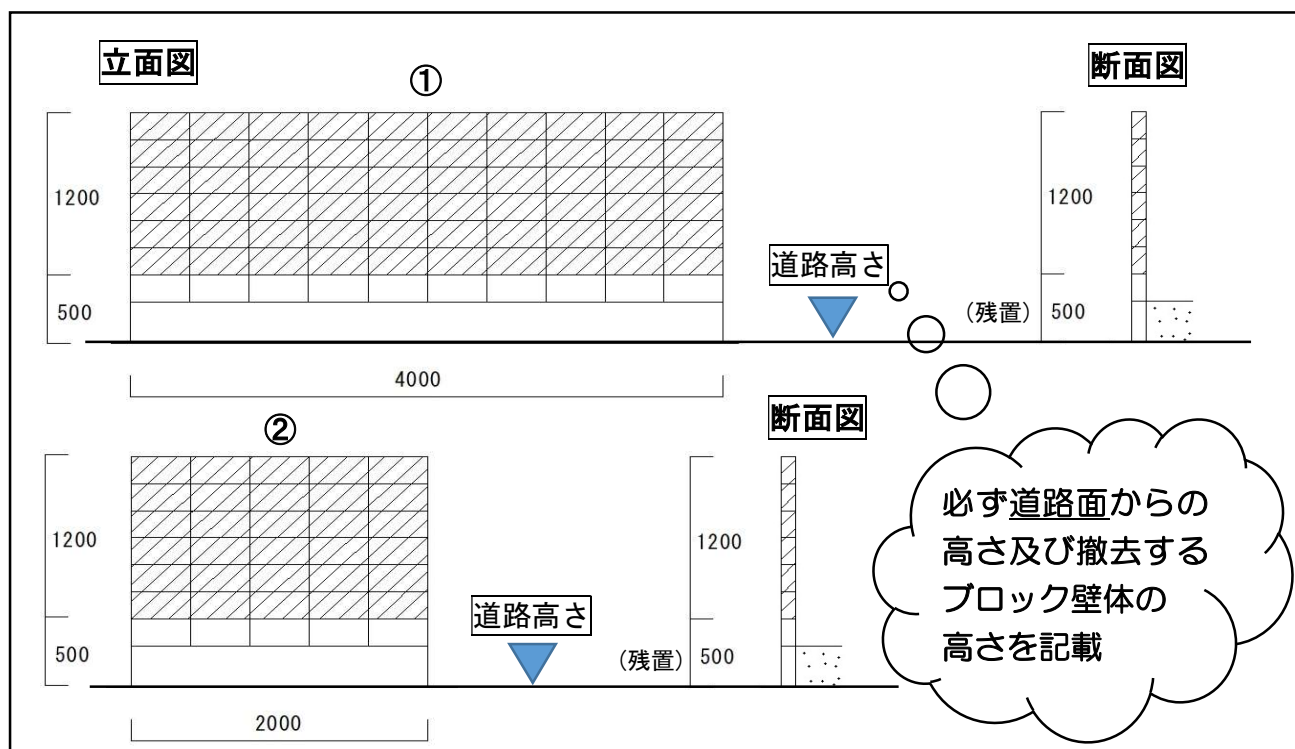
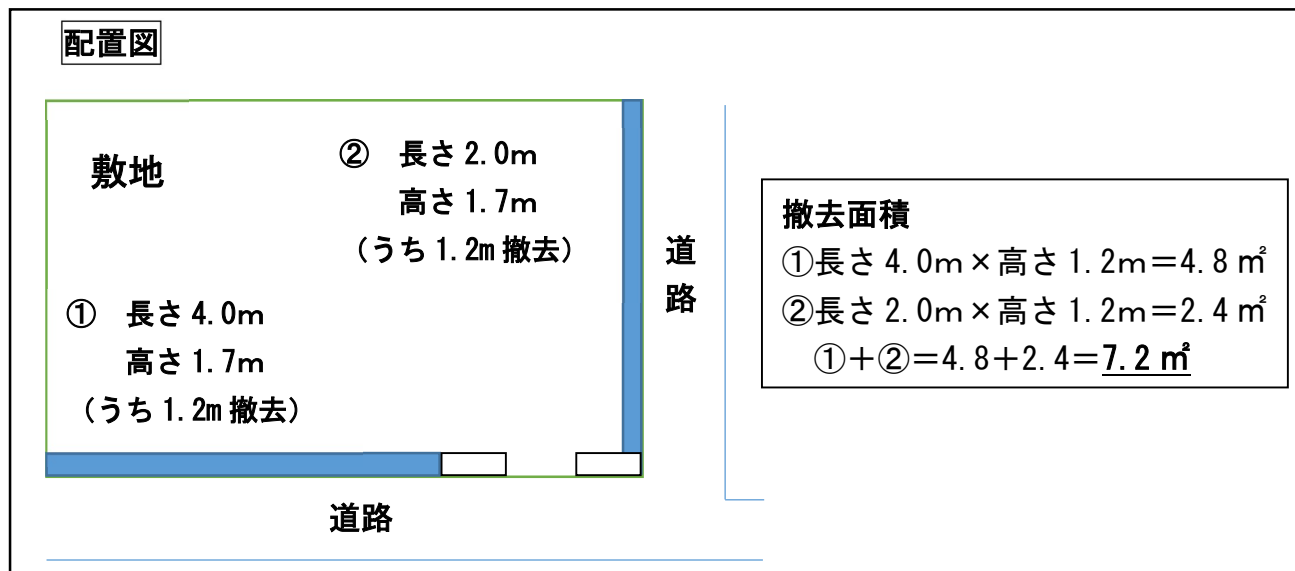


**解体されたことは
分かりますが、
場所が特定でき
ないため
不可！！**

現況概略図について（例）

補助金算定に使用する撤去面積を計算してください。

撤去面積は見積書の数値と整合させてください。



- ・ 配置図に道路・公園に面する全ての塀と門柱を記入。塀の長さ、高さを記入。
- ・ ブロック塀の撤去面積を計算して記入。
- ・ ブロック塀の高さが一定でない場合や、一部ブロック塀を撤去せずに残す部分がある場合は、立面図等を作成し撤去部分と残置部分がわかるように記入。
必ず道路面からの高さを記入
- ・ 擁壁等があり敷地が道路面より高い場合、断面図等を作成。

見積書について（例）

1

宛 先：高槻 太郎 様

2

令和8年4月1日

工 事 箇 所：高槻市〇〇町〇〇番〇〇

〇〇建設株式会社

見積有効期限：見積日から30日以内

大阪府〇〇市〇〇町〇〇

3

4

5

名称・項目	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
木造住宅除却工事						除却する建物の面積・ 除却費用を記入
外部養生		120.0	m ²	〇〇	〇〇	
解体工事	木造2階	85.2	m ²	〇〇	〇〇	
基礎撤去		1	式	〇〇	〇〇	
外構撤去		1	式	〇〇	〇〇	
重機回送費		1	式	〇〇	〇〇	
廃材処分費		10.0	m ³	〇〇	〇〇	
上記収集運搬費		10.0	m ³	〇〇	〇〇	
ブロック塀撤去工事						除却するブロック塀の 面積・除却費用を記入
補助対象						
東面ブロック撤去	コンクリート 長さ10m 高さ1.6m	16.0	m ²	〇〇	〇〇	
補助対象外						
北面ブロック撤去	コンクリート 長さ5m 高さ1.6m	8.0	m ²	〇〇	〇〇	
廃材処分費		3.6	m ³	〇〇	〇〇	
上記収集運搬費		3.6	m ³	〇〇	〇〇	
フェンス新設工事		15.0	m			
諸経費		1	式	〇〇	〇〇	
消費税	10%				〇〇	
合計					〇〇〇〇	

見積作成時の注意事項

- ① 宛名が申請者名義
- ② 見積書の日付の記載がされている
- ③ 見積書が有効期限内
- ④ 撤去業者名が記載されている
- ⑤ 撤去費用がわかるようになっている
 - ・ブロック塀撤去工事とその他の工事がある場合、項目を分けている
 - ・補助対象（道路・公園面のブロック塀）と補助対象外（その他のブロック塀）の撤去工事がある場合、項目を分けて補助対象の費用が分かるようにしている
 - ・ブロック塀の撤去項目に面積と金額が記載されている。
 - ・現況概略図と面積の整合がとれている

完了報告時に添付する
請求書及び領収書は、
宛名・撤去業者・金額が
見積書と一致すること